

2 公立大学法人移行基本方針

(1) 法人の設立（第7条関係）

- ・平成21年4月の設立を目指す。
- ・青森地域広域事務組合設立の青森公立大学を、青森市が単独で資産を出資して新たな公立大学法人を設立し、当該法人が青森公立大学の設置・運営者となる形態によるものとする。
- ・設立者の移管の手続きは、広域事務組合の規約（共同処理する事務）の変更と、広域事務組合から譲与を受けた資産及び青森市の資産を合わせた土地・建物の出資による法人設立に係る青森県知事の許認可によるほか、大学の設置者及び維持運営方法の変更に係る文部科学大臣の認可によるものである。

設立団体 青森市

法人の形態 一般地方独立行政法人（新設）

(2) 法人の名称（第68条関係）

- ・法人の名称は、「公立大学法人 青森公立大学」とする。
- ・法人が設置する大学の名称は、「青森公立大学」とする。

(3) 法人の役員（第71、72、13条条関係）

- ・理事長1名、副理事長（学長）1名、理事4名、監事2名とする。
副理事長は法定ではないが、経営と教学の責任分担を明確にするため、経営の最高責任者に理事長を、教学の最高責任者として副理事長（学長）を任じる。
- ・理事長は、市長が任命する。その任期は4年とする。
- ・学長は、法人内に設置される選考機関の選考（任期を含む。）に基づき理事長が任命し、併せて副理事長となる。ただし、公立大学法人設置後最初の任命については、定款で定めるところにより、理事長が任命することとし、その任期は3年とする。
- ・理事（非常勤を想定）は、理事長が任命する。その任期は理事長が定める。
- ・監事（非常勤を想定）は、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通したもののうちから、青森市長が任命する。その任期は2年とする。
- ・法人に重要事項を審議するため、理事長・副理事長・理事で構成する理事会を置く。

(4) 審議機関等（第77、71条関係）

- ・法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。
- ・経営審議会の委員は、定款で定めるところにより、理事長、副理事長、理事その他理事長が指名する職員等により構成する。
- ・大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。
- ・教育研究審議会の委員は、定款で定めるところにより、学長、学部長その他学長が指名する理事等により構成する。
- ・学長選考機関の構成は、経営審議会選出の委員3名及び教育研究審議会選出の委員3名で組織する。

(5) 地方独立行政法人評価委員会（第 11 条関係）

- ・公立大学法人の業績評価をするため、青森市に地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。
- ・評価委員会の組織等の必要事項については、別に条例で定め、当該委員は青森市長が任命する。

(6) 公立大学法人に出資する財産的基礎（第 6 条関係）

- ・出資する財産的基礎は土地及び建物の所有権とし、出資財産の合計額は鑑定評価により得られる時価評価額とする。
- ・出資財産の特定及び出資に当たっては、青森市議会の議決を経て基礎的財産を法人に承継し、その他の財産（構築物・物品等）については、無償譲与するものとする。
- ・出資財産は、別表のとおりとする。 省略 。

(7) 人事・給与制度（第 59 条ほか関係）及び組織の設置

- ・教員は、非公務員として法人職員に移行する。
- ・事務職員は、当面の間（法人の申し出により）青森市職員を公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣する。
- ・役員報酬の支給基準及び教職員の給与制度は、法人が他の類似機関との権衡を考慮し法人の規程で定め、青森市長に届け出る。市長は、役員報酬の支給基準を評価委員会に通知する。

(8) 中期目標・中期計画（第 25 条、26 条、78 条ほか関係）

- ・中期目標の期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日（6 年間）
- ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（教育研究の質の向上に関する事項）
- ・業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・財務内容の改善に関する事項
- ・教育研究、組織運営状況についての自己点検・評価及び当該情報の提供に関する事項
- ・その他業務運営に関する重要事項

(9) 公告の方法（第 8 条）

- ・設立団体である青森市の掲示場に掲示する。

(10) 解散に伴う残余財産（第 8 条）

- ・設立団体である青森市に帰属させる。